

令和2年度 エコタイヤ装着助成事業のご案内

燃費の向上に寄与するとともに、CO₂の排出量削減を図るエコタイヤを導入する際に、その費用の一部を助成します。

1. 助成要件

以下の条件をすべて満たしていること。

- ①静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。
- ②申請時において、加入後6か月以上経過していること。
- ③社会保険等への加入が適正になされていること。(保険料を納付していること。)

2. 助成期間 <タイヤの導入時期によって申請期間が異なりますのでご注意ください。> 以下の期間に区分して受付を行います。なお、申請は各期間中1社あたり1回に限ります。

	(タイヤ導入時期)	(申請期間)
①	4月 1日から 6月30日まで・・・	7月1日から 9月30日まで
②	7月 1日から 9月30日まで・・・	10月1日から12月18日まで
③	10月 1日から 2月15日まで・・・	1月4日から 2月15日まで

※ただし、予算に達した場合は、申請期間内であっても終了(打切り)します。

3. 対象品目

エコタイヤ <対象品詳細は別紙一覧のとおり>

- [条件]
- ・県内認可営業所に配置する事業用トラック(自家用車・軽貨物車除く)に装着するもの
 - ・令和2年4月1日から令和3年2月15日までに買取り(割賦購入は不可)により導入し支払いが完了するもの、または、同期間内に導入するリース車両にオプションで装着するもの

4. 予算総額

3, 125万円

5. 助成金額

1本あたり2, 500円

※1事業者あたりの上限は、すべての期間を通じて、県内認可営業所配置事業用トラック(エンジン付)の数×10本(最大200本)とします。

6. 財産の処分制限

原則として、助成を受けた事業者は、エコタイヤを導入した日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、廃棄(パンク・摩耗等は除く)してはなりません。

7. 申請方法 ※各書類を静岡県トラック協会業務課あて提出してください。

- ①交付申請書(助成金請求書)
 - ②申請明細書
 - ③領収書等の写し(販売元に領収書の発行を求めてください。それでも発行されない場合は別紙「エコタイヤ装着助成金請求に必要な書類」に記載の書類を添付してください)
 - ④保険料納入告知額・領収済額通知書の写し ※厚生労働省年金局が発行した直近のもの
 - ⑤振込先通帳の写し ※金融機関(支店)名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの
- (注)申請書類は購入方法によって複数の必要条件があります。詳細は別紙「エコタイヤ装着助成金請求に必要な書類」をご確認ください。また、「2. 助成期間」に記載のタイヤ導入時期に応じた申請期間以外に申請があったものは受付ができませんのでくれぐれもご注意ください。